

第37回 弁護士任官推進委員会

弁護士任官推進委員会副委員長 鷹取 信哉 (44期)

1 沿革・目的

裁判官に多様で豊かな知識、経験と人間性を備える者を迎えるためには、給源の多様化、多元化が必要です。そのため裁判所法は、弁護士や大学教授等に判事としての資格を認めています。実際にはその圧倒的多数が判事補によって占められ、同法の趣旨が実現されているとはいえません。この問題は、司法制度改革審議会でも取り上げられ、日弁連と最高裁が改善のための協議を重ね、2001年12月「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」の合意に達しました。2003年4月以後、この合意に基づいて常勤裁判官の任官が進められています。

また、日弁連と最高裁は、弁護士任官促進のための環境整備とともに、調停手続の一層の充実・活性化を目的として、2002年8月、非常勤裁判官制度の創設を合意しました。所要の法律改正を経て、2004年1月以降、弁護士が非常勤裁判官(民事調停官・家事調停官)に任官しています。

当委員会は、このような大きな司法改革の流れに即応する形で、2001年11月、弁護士任官候補者及び非常勤裁判官候補者の募集、登録、調査、審査及び推薦を行うことを目的として設立された特別委員会であり、現在、当会会員30人及び弁護士以外の外部委員5人がその活動に取り組んでいます。

2 部会・活動

当委員会は、いわゆる全体委員会で任官候補者等の推薦の可否を決定し、当会会長に推薦しますが、その前提となる実務的な活動は、委員会内に設置された3つの部会で取り組んでいます。各部会の活動内容は、概ね次のとおりです。

(1) 任官希望者等募集・登録部会

パネルディスカッション、広報活動等を通じて任官希望者等の募集やその登録を行います。

(2) 適格性調査部会

登録した希望者について、任官の適格性を調査します。具体的には、面接のほか、申込書、調査質問票の回答書、

準備書面、弁論要旨等の書面審査を行い、その結果を任官候補者審査部会に提出します。

(3) 任官候補者審査部会

外部委員を擁する部会であり、常勤裁判官の希望者について、適格性調査部会の調査内容を検討し、又は必要に応じて希望者から直接意見を聴取して、任官候補者の推薦の可否を審査し、その結果を委員会に報告します。

なお、当会会長は、委員会から任官候補者の推薦を受けると、関弁連に進達し、その後、日弁連を介して、最高裁判所に候補者の推薦がされることになっています。

3 弁護士任官の現状

当委員会は、任官希望者等を発掘し、多くの会員に任官していただけるよう努力を重ねてきたところですが、その実績は必ずしも芳しいものとはいえません(別表参照)。常勤裁判官、非常勤裁判官を問わず、任官までの手続が複雑で時間を要すること、殊に常勤裁判官として任官するには、係属事件の引継や事務所の譲渡・閉鎖などを余儀なくされること等が複合的に作用し、このような結果を招いているものと思われます。

当委員会は、単に所定のルールに従った募集、調査等を実施するだけでなく、任官希望者に対して親身にお手伝いをするよう心がけております。この場を借りて、弁護士任官の意義を御理解いただき、一人でも多くの当会会員が任官され、裁判所に新しい息吹を吹き込んでいただければと考えています。

弁護士任官者数の推移

※括弧内は当会の出身者数を示す

		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
常勤裁判官		5(1)	6(2)	4(2)	6(1)	1(1)
非常勤裁判官	民事調停官	37(6)	12(3)	32(7)	14(5)	33(2)
	家事調停官	21(3)	5(0)	18(2)	8(1)	16(2)

***弁護士任官推進委員会に関する問い合わせ先**
全体委員会 毎月第2火曜日 午後4時30分～
担当事務局 総務課 TEL.03-3581-2204